

○山陽小野田市水道事業給水条例

平成17年3月22日

条例第195号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第27条）
- 第4章 水道料金、加入金及び手数料（第28条—第37条）
- 第5章 管理（第38条—第44条）
- 第6章 貯水槽水道（第45条・第46条）
- 第7章 補則（第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担区分その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の4種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- (2) 連用給水装置 2戸又は2か所以上で連合使用するもの
- (3) 共用給水装置 1個の給水栓を2戸又は2世帯以上で共用するもの
- (4) 私設消火栓 消防用に使用するもの

（給水用途の種類）

第4条 給水用途は、次の3種類とする。

- (1) 一般用
- (2) 臨時用
- (3) 船舶用

2 前項各号の区分は、管理者が別に定める。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、見込、廃止及び一部撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、利害関係人があるときは、その者の承諾書等の提出を求めることができる。

(工事の設計及び施行)

第6条 工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完了後速やかにしゅん工検査を受けなければならない。

3 第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定その他必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事の費用負担区分)

第7条 工事に要する費用は、工事をする者の負担とする。ただし、管理者が、特に必要と認めたものについては、水道局においてその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費

- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水装置の構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付け、又は配水管から給水管を撤去する工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に係る工事費用は、施行者の負担とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、正当な理由があるときは、前項の申し込みを拒むことができる。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。代理人を変更したときも、また同様とする。

2 管理者は、前項の代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(管理人)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道料金、工事費その他費用の取りまとめ及び納付並びに給水装置の管理に関する事務を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人を変更したときも、また同様とする。

- (1) 給水装置を連合使用又は共用する者
- (2) 給水装置を共有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができ

る。

## 第16条 削除

(給水装置の指定及び変更)

第17条 管理者は、使用水量、給水用途その他の実情により特に必要があると認めるときは、給水装置の指定及び変更を求めることができる。

2 給水装置の位置は、工事の申請者が指定しなければならない。ただし、その位置が不適當であると認めるときは、管理者は、その変更を求めることができる。

3 家屋の増改築その他の理由により、既設の給水装置の位置が不適當になったと認めるときは、管理者は、期限を定めてその変更の手続を求めることができる。

4 管理者は、使用水量が特定計量器検定検査規則(平成5年経済産業省令第70号)に基づき別に定める適正使用流量範囲を常に超えている給水装置の所有者若しくは管理人又は水道の利用者に対して、メーターの口径の増径を求め、指示することができる。

(給水用途変更の手続)

第18条 水道の利用者が給水用途を変更しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。この場合において、承認を受けようとする者が給水装置の所有者でないときは、その所有者又は代理人の承諾を受けなければならない。

(給水装置の他人使用)

第19条 給水装置の所有者は、その装置を他人に使用させることができる。

(非常の場合の臨時措置)

第20条 管理者は、天災その他により必要があると認めるときは、給水装置を臨時に他に使用し、又は他に使用させることができる。

2 前項の場合において、給水装置及びその附属器具に損害を与えたときは、管理者が補修の責めを負う。

(使用水量の計量)

第21条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要

がないと認めるときは、この限りでない。

(メーターの設置及び貸与)

第22条 管理者は、給水するときは、使用水量を計量するため市のメーターを設置して、給水装置の所有者若しくは管理人又は水道の利用者（以下「水道利用者等」という。）に貸与し、保管させる。ただし、管理者が別に定める事項により特別に認めるものについては、水道利用者等が所有するメーターを使用させることができる。

2 前項の規定によるメーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの管理責任)

第23条 水道利用者等は、メーターを常に善良な管理及び注意をもって清潔に保管しなければならない。

2 水道利用者等が、前項に定める管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は破損した場合は、管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

(水道利用者等の届出義務)

第24条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 給水用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 貯水槽又は高置水槽の洗浄等に臨時的に水道を使用したとき。

(消火栓の使用)

第25条 消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 消火栓を消防演習のために使用するときは、管理者の指定する職員を立ち

会わせなければならない。

- 3 第1項の規定による使用で、消防演習に使用するときはその2日前までに、消防に使用したときは速やかに、管理者に届け出なければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第26条 水道使用者等は、善良な管理及び注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、水道局においてその費用を負担することができる。

- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第27条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収することができる。

#### 第4章 水道料金、加入金及び手数料

(水道料金の支払い義務)

第28条 水道料金は、水道の使用者から徴収する。

- 2 連用給水装置又は共用給水装置による水道料金は、管理人から徴収する。
- 3 連用給水装置又は共用給水装置により水道を使用する者は、水道料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(水道料金)

第29条 水道料金は、別表及び次項に定めた額とする。

- 2 次に掲げる水道料金は、それぞれの定めにより算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

- (1) 消防演習のために消火栓（私設消火栓を除く。）を使用した場合の水道料金は、1回5分ごとに110円とする。

(2) 一定の使用水量を超えて使用する水道の利用者は、管理者が特別に認めた場合に限り、別に定める規定により受水することができるものとする。  
この場合の水道料金は、1か月の契約水量のうち、1万5,000立方メートル以下の水量については別表に定める水道料金を適用し、1万5,000立方メートルを超える水量については1立方メートルにつき121円とする。

(水道料金の算定)

第30条 水道料金は、隔月定例日（水道料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が2か月ごとに定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの点検を行い、使用水量を計量し、その示す使用水量をその日の属する期分（メーターの点検を行った日の属する月分及びその前月分をいう。以下同じ。）として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、隔月定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 前項の隔月メーター点検に基づく期分使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

(使用水量の認定)

第31条 管理者は、特に必要と認めた場合、別に定める規程により、使用水量を認定することができる。

(特別な場合における水道料金の算定)

第32条 月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの水道料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が16日以上ときは、1か月分として算定する。

(2) 使用日数が15日以下ときは、基本料金の半額とする。ただし、その使用水量が所定の基本水量の2分の1を超えるときは、その超える部分について従量料金を算定し、加算する。

2 月の中途において口径を変更したときの水道料金は、次のとおりとする。

(1) 変更のあった日から使用日数が16日以上ときは、変更後の口径により1か月分として算定する。

(2) 変更のあった日から使用日数が15日以下ときは、変更前の口径によ



り1か月分として算定する。

3 月の中途において給水用途を変更したときの水道料金は、次のとおりとする。

(1) 変更のあった日から使用日数が16日以上ときは、変更後の給水用途により1か月分として算定する。

(2) 変更のあった日から使用日数が15日以下ときは、変更前の給水用途により1か月分として算定する。

4 使用中止若しくは廃止の届出がないとき、又はメーターに使用水量を表示しないときでも、所定の基本料金は徴収する。

(水道料金の徴収方法及び納期)

第33条 水道料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、2か月分まとめて徴収する。ただし、特別な場合における水道料金は、随時徴収する。

2 当期分の水道料金の納入期限は、メーターの点検を行った日の属する月の次の月末日とする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、納入期限を変更することができる。

(非常の場合に使用した水道料金)

第34条 第20条の規定により使用した水道料金は、管理者の認定した給水用途及び使用水量によって定める。

(加入金)

第35条 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径しようとする者は、次の表に定める額を加入金として納入しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径しようとする者が納入すべき加入金の額は、新口径に係る加入金の額と、旧口径に係る加入金の額との差額に相当する額とする。

メーター口径	加入金
13ミリメートル	36,300円
20ミリメートル	48,400円
25ミリメートル	79,200円
40ミリメートル	242,000円

50ミリメートル	423,500円
75ミリメートル	1,089,000円
100ミリメートル	1,936,000円
150ミリメートル	5,203,000円
200ミリメートル	9,680,000円

2 前項の加入金は、工事の申込みの際納入しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の加入金は返還しない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第36条 手数料は、次の各号の区分により、申請者からこれを徴収する。

- (1) 指定給水装置工事事業者申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき 10,000円
- (3) 工事申請手数料 1件につき 1,000円

2 既納の手数料は、これを還付しない。

(水道料金、加入金及び手数料の減免)

第37条 管理者は、特に必要があると認められた者に対しては、その申請により水道料金、加入金若しくは手数料を軽減し、又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第38条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込

みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道利用者等が、この条例の規定により納付しなければならない水道料金、加入金、手数料その他の費用を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道利用者等が、正当な理由がなく、第30条の使用水量の点検又は第38条の給水装置の検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規程に違反したとき。

(給水装置の廃止義務及び切離し)

第41条 給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者（以下「所有者等」という。）は、当該給水装置を使用する見込みがなくなったときは、管理者に届け出て廃止しなければならない。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者等が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあり、かつ、10年間使用の実態がないと認められるとき。

3 前項において、切離しに要する費用は、所有者等の負担とする。ただし、管理者が別に定める場合は、水道局においてその費用を負担することができる。

4 第2項により給水装置の切離しをした場合、新たに水道を使用しようとする

るときは、新設の例によるものとする。

(過料)

第42条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第5条第1項に定める管理者の承認を受けずに、工事を施行した者
- (2) 正当な理由がなく、第22条のメーターの設置、第30条の使用水量の点検若しくは第38条の検査又は第40条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第26条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第29条の水道料金、第35条の加入金又は第36条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(水道料金等を免れた者に対する過料)

第43条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、水道料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

(異議の申立ての禁止)

第44条 連用給水装置により給水する場合において、そのうちいずれかの水道使用者がこの条例に違反したことによって、違反者以外の水道使用者が同時に給水を停止されることがあっても、管理者に対して異議を申し立てることができない。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第45条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

#### 第7章 補則

（委任）

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日（以下「施行日」という。）までに、小野田市水道給水条例（平成10年小野田市条例第22号）又は山陽町水道事業給水条例（昭和62年山陽町条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する過料の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成20年12月22日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山陽小野田市水道事業給水条例第29条の規定は、平成21年4月検針に係る使用水量のうち、平成21年4月分として徴収する料金から適用し、平成21年3月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 26 日条例第 51 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される水量に係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が平成 26 年 4 月 30 日後である水量に係る料金（以下「特定水道料金」という。）については、当該確定されたもののうち、施行日直前の隔月定例日から施行日以後における最初の隔月定例日までの期間の日数が 2 箇月以内のものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 特定水道料金のうち、施行日直前の隔月定例日から施行日以後における最初の隔月定例日までの期間の日数が 2 箇月を超えるものについては、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定した水量を基に、新条例の規定により算出した料金の額を 1.08 で除して得た額（以下「税抜価格」という。）に 3 分の 2 を乗じ、その額に 1.05 を乗じて得た額と、税抜価格に 3 分の 1 を乗じ、その額に 1.08 を乗じて得た額との合計額とする。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日条例第 22 号）

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日条例第 16 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間にメーターの点検を行い算出された

水量を基に算定された料金及び施行日以後初めてのメーターの点検であり、かつ、平成31年10月31日後に算出された水量に基づいて算定された料金（以下「特定水道料金」という。）で、施行日直前の隔月定例日から施行日以後における最初の隔月定例日までの期間の日数が2か月以内の料金については、なお従前の例による。

- 3 特定水道料金のうち、施行日直前の隔月定例日から施行日以後における最初の隔月定例日までの期間の日数が2か月を超えるものについては、施行日以後初めて新条例第30条第1項の規定により確定された水量を基に、新条例の規定により算出した料金の額を1.1で除して得た額（以下「税抜価格」という。）に3分の2を乗じ、その額に1.08を乗じて得た額と、税抜価格に3分の1を乗じ、その額に1.1を乗じて得た額との合計額とする。

（加入金に関する経過措置）

- 4 新条例第35条第2項ただし書の規定により、施行日前に給水装置の新設又は改造工事の申込みをし、施行日後に加入金を納入するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第46号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日条例第46号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日条例第27号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日直前の隔月定例日から施行日以降における最初の隔月定例日までの間に算定された水量に基づいて算定する水道料金については、改正後の山陽小野田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（激変緩和措置）

4 施行日から令和10年3月31日（以下「激変緩和措置満了日」という。）までの間における水道料金については、新条例別表の規定にかかわらず、附則別表の規定により算定する。

5 激変緩和措置満了日以前から継続して供給している水道水の使用で激変緩和措置満了日の翌日における直前の隔月定例日から激変緩和措置満了日の翌日以降における最初の隔月定例日までの間に算定された水量に基づいて算定する水道料金については、新条例別表の規定にかかわらず、附則別表の規定による。

附則別表

水道料金表（令和6年4月1日から令和10年3月31日まで）

給水用途	メーター口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1箇月につき)
一般用	13ミリメートル	4立方メートルまで 1,320円	4立方メートル（基本水量） を超え100立方メートル
	20ミリメートル	4立方メートルまで 1,903円	までのもの 1立方メートルにつき 132円
			100立方メートルを超え 200立方メートルまでの もの 1立方メートルにつき 225.5円
	25ミリメートル	2,970円	100立方メートルまでの もの
40ミリメートル	11,220円	1立方メートルにつき 242円	



	ル		198円
	50ミリメートル	19,030円	100立方メートルを超え 300立方メートルまでの
	75ミリメートル	44,000円	もの 1立方メートルにつき
	100ミリメートル	99,880円	225.5円 300立方メートルを超え
	150ミリメートル	264,770円	るもの 1立方メートルにつき
	200ミリメートル	495,000円	242円
臨時用	—	—	1立方メートルにつき 550円
船舶用	—	—	1立方メートルにつき 440円

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

別表（第29条関係）

水道料金表

給水用途	メーター口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1箇月につき)
一般用	13ミリメートル	4立方メートルまで 1,419円	4立方メートル（基本水量） を超え
	20ミリメートル	4立方メートルまで 1,958円	100立方メートルまでの もの 1立方メートルにつき 143円 100立方メートルを超え

			200立方メートルまでの もの 1立方メートルにつき 236.5円 200立方メートルを超える もの 1立方メートルにつき 253円
25ミリメ ートル	2,970円		100立方メートルまでの もの
40ミリメ ートル	11,220円		1立方メートルにつき 198円
50ミリメ ートル	19,140円		100立方メートルを超え 300立方メートルまでの もの
75ミリメ ートル	44,330円		1立方メートルにつき 236.5円
100ミリメ ートル	100,870円		300立方メートルを超え るもの
150ミリメ ートル	267,410円		1立方メートルにつき 253円
200ミリメ ートル	495,000円		
臨時用	—	—	1立方メートルにつき 550円
船舶用	—	—	1立方メートルにつき 440円

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

